平成25年12月25日現在

肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて

厚生労働省社会・援護局
障害保健福祉部企画課

経　　緯

肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

身体障害者手帳の認定では、肢体不自由における人工関節等を置換している方は、
①股関節・膝関節に人工関節等を置換している場合は一律4級
②足関節に人工関節等を置換している場合は一律5級
として認定している。

↓

医療技術の進歩等により、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活能力（ADL）が改善している方が多い（厚生労働科学研究の報告等）

↓

専門家によるワーキンググループで肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準見直し案の作成

↓

第5回疾病・障害認定審査会身体障害認定分科会
見直し案の審議・了承

↓

平成26年4月

肢体不自由の障害認定基準の見直し実施

人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ

○　人工関節等の障害認定の評価に関するワーキンググループ構成員名簿

氏　　名	所属及び職名（当時）
○伊藤　利之	横浜市リハビリテーション事業団　顧問
岩谷　力	国際医療福祉大学大学院　副大学院長
◎江藤　文夫	国立障害者リハビリテーションセンター　総長
中村　耕三	国立障害者リハビリテーションセンター　自立支援局長
龍　順之助	日本大学名誉　教授、総合東京病院　顧問
織田　弘美	埼玉医科大学整形外科　教授
吉永　勝訓	千葉県千葉リハビリテーションセンター　センター長

◎:座長　○:座長代理

見直しの方向性について

《現状》

○ 関節に人工骨頭又は人工関節を用いている場合は、関節が全廃しているものとして取扱い、股・膝関節：4級、足関節：5級として認定されている。

○ 人工骨頭又は人工関節を用いている者の日常生活の制限の度合いは、医療技術の進歩（安全性・機能性の向上、耐久性の向上）により、この30年間で相対的に軽くなっており、術後は障害認定に該当しない程度にADLが改善される者が殆どである。

○ 医療技術の進歩と高齢化に伴い、人工骨頭又は人工関節の手術件数は、約10年間でおよそ2倍に増えている。
（参考）人工関節手術件数：13年：3．3万件→22年：8．4万件
人工骨頭手術件数：13年：1．8万件→22年：3．5万件

《問題提起》

・ 手術後、大幅にADLが改善される場合が多く、法別表に掲げる「永続し、かつ、日常生活が著しい制限を受ける程度であると認められるもの」に必ずしも該当しないため、一律4、5級とする現行の取扱いは他の障害とのバランスを欠いているのではないか。

《見直しの方向性》

・ 人工骨頭又は人工関節を用いている者については、
① 手術後ADLが大幅に改善されるケースが多いこと
② これらについては、体内に埋め込まれ、日常的に着脱する手間がないこと
から、手術後の障害の状態を評価し、認定を行う。
（ただし、制度改正後、新たに申請する者に適用し、既に認定されている者については再認定を要しない取扱いとする）

見直しの具体的内容

肢体不自由（人工関節等置換者）の障害認定基準の見直しについて

現在の取扱い

股関節・膝関節に人工関節等を置換している方　→　**一律 4級**

足関節に人工関節等を置換している方　→　**一律 5級**

見直し後（平成26年4月以降）

人工関節等の置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当　のいずれかに認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当　のいずれかに認定

※見直し後の新基準の注意事項

・人工関節及び人工骨頭の置換術を行った方が対象
・置換術後の経過が安定した時点での機能障害の程度により認定
（症状の経過などにより、それぞれの事例で判断可能な時期以降に認定）
・平成26年4月1日以降の申請から見直し後の認定基準の対象
（ただし、平成26年3月31日までに診断書・意見書が作成され、6月30日までに申請があれば、従前の基準で認定）

平成26年4月から ペースメーカや人工関節等を 入れた方に対する 身体障害者手帳の認定基準が変わります

ご注意ください

医療技術の進歩により、ペースメーカ等※1や人工関節等※2を入れても大きな支障がなく日常生活を送ることができる方が多くなったことを踏まえ、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から身体障害者手帳の認定基準を見直すこととしました。

※1　体内植え込み型除細動器（ICD）を含む　※2　人工骨頭を含む

◎ペースメーカ等を入れた方（心臓機能障害）

平成26年3月まで	平成26年４月から
一律１級に認定	１級、３級、４級のいずれかに認定※３

※３　ペースメーカ等への依存度や日常生活活動の制限の程度に応じて認定（裏面参照）

◎人工関節等を入れた方（肢体不自由）

平成26年3月まで	平成26年４月から
【股関節・膝関節】 一律４級に認定	【股関節・膝関節】 4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定※4
【足関節】 一律5級に認定	【足関節】 5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定※4

※４　術後の経過の安定した時点での関節可動域等に応じて認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

ペースメーカ等の具体的な判断基準

○　心臓機能を維持するための機器（ペースメーカ等）への依存度や日常生活活動の制限の程度を勘案し、以下のとおり等級の認定を行います。

１　級

・機器への依存が絶対的な状態（クラスⅠ）※1でペースメーカ等を体内に入れた方
・機器への依存が相対的な状態（クラスⅡ以下）※1でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が2メッツ※2未満の方

３　級

・クラスⅡ以下の状態でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が2以上4メッツ未満の方

４　級

・クラスⅡ以下の状態でペースメーカ等を体内に入れ、身体活動能力が4メッツ以上の方

※1　日本循環器学会のガイドラインにおけるエビデンスと推奨度のグレード
※2　身体能力活動を示す値（運動時の酸素消費量が、安静時の何倍に相当するか示す運動強度の単位）

○　なお、体内に入れた後に日常生活活動の制限の程度が改善する可能性があることから、3年以内に再認定を行います。
○　再認定は、身体活動能力に応じて行い、1級は2メッツ未満、3級は2以上4メッツ未満、4級は4メッツ以上とします。
○　体内植え込み型除細動器（ICD）を入れた方も同様の基準を適用します。
○　先天性疾患（18歳未満で心疾患を発症した方）により体内に入れた方については、従来どおり1級です。

◎経過措置

今回の変更は4月1日以降に申請された方から適用されますが、3月末までに診断書・意見書が作成された方については、6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

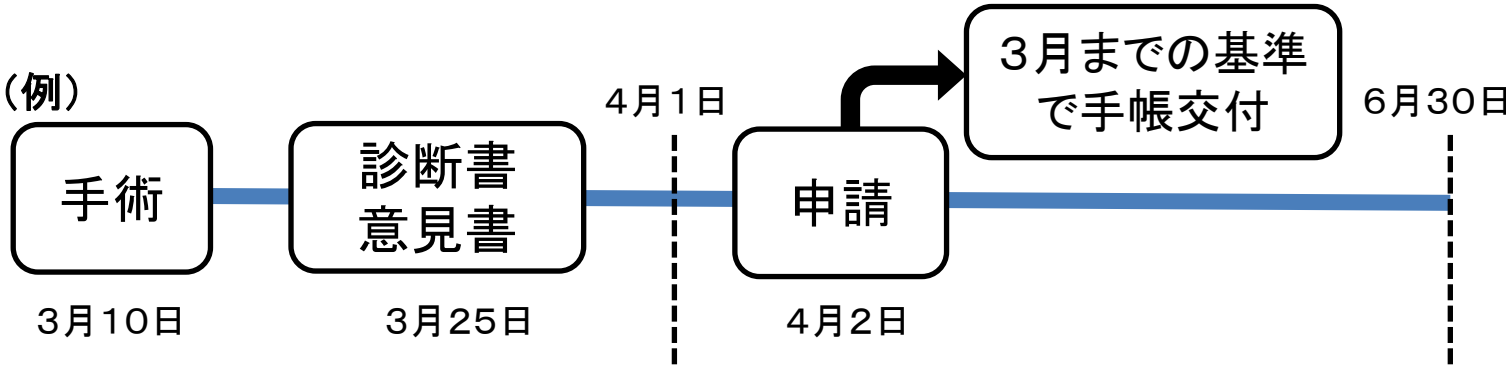

ご不明な点、その他の詳細については、自治体の担当窓口までお問い合わせください。

肢体不自由（人工関節等置換者）の
診断書・意見書を作成される医師の皆さまへ

平成26年4月1日から肢体不自由（人工関節等置換者）の身体障害認定基準が変わります。

医療技術の進歩により、人工関節等の置換をされても、社会生活に大きな支障がない程度に日常生活活動（ADL）が改善される方が多くなったことから、医学的見地から検討を行い、平成26年4月から認定基準を見直すこととしました。

平成26年4月1日以降は新たな基準での診断書・意見書の記載をお願いします。

◎人工関節等の置換をされた方（肢体不自由）

平成26年3月まで

【股関節・膝関節】
一律４級に認定

【足関節】
一律5級に認定

平成26年４月から

置換術後の障害の状態（関節可動域等）を評価し、

【股関節・膝関節】
4級、5級、7級、非該当のいずれかに認定

【足関節】
5級、6級、7級、非該当のいずれかに認定

平成26年4月1日以降の申請から新たな認定基準の対象になります。
ただし、平成26年3月末までに診断書・意見書が作成された方については、同年6月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。（裏面参照）

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health , Labour and Welfare

◎　診断書・意見書の作成に当たっての留意事項

平成26年4月からは、人工関節等の置換術後の経過の安定した時点※の機能障害（関節可動域等）の程度で認定します。

※症状の経過などにより、それぞれの事例で判断な可能な時点

人工関節等の置換をされた方の診断書・意見書の作成に当たっては関節可動域等の所見の記載をお願いします。
また、人工関節等の置換術を実施した年月日を「参考となる経過・現症」欄に記載してください。

◎　経過措置

今回の変更は４月１日以降に申請された方から適用されますが、３月末までに診断書・意見書が作成された方は、６月末までに申請すれば従来の基準で認定されます。

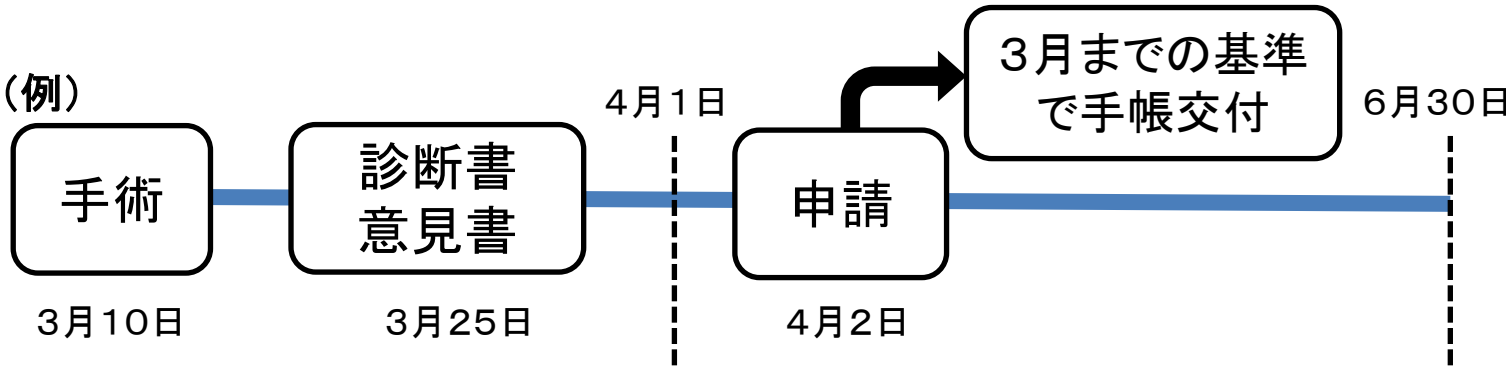

ご不明な点、その他の詳細については、指定を受けている自治体の担当窓口までお問い合わせください。